

那須塩原市木の俣園地条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行						
<p><u>(駐車券)</u></p> <p><u>第6条 条例第3条第4号の駐車場を利用する者は、入庫の際に駐車券の交付を受け、出庫の際にその駐車券を提出しなければならない。</u></p> <p>(使用料の納付期間)</p> <p><u>第7条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、毎年7月1日から8月31日までとする。</u></p> <p><u>2 条例第9条第1項の1回とは、供用時間内の入庫から出庫までとする。</u></p> <p>(使用料の免除手続)</p> <p><u>第8条 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとする者(次項において「免除申請者」という。)は、木の俣園地使用料免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p>別表(第5条関係)</p>	<p>(使用料の納付期間)</p> <p><u>第6条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、毎年7月1日から8月31日までとする。</u></p> <p>(使用料の免除手続)</p> <p><u>第7条 条例第9条</u>の規定により使用料の免除を受けようとする者(次項において「免除申請者」という。)は、木の俣園地使用料免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p>別表(第5条関係)</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1321 472 1385">施設</td> <td data-bbox="472 1321 846 1385">供用期間</td> <td data-bbox="846 1321 1075 1385">供用時間</td> </tr> </table>	施設	供用期間	供用時間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 1321 1375 1385">施設</td> <td data-bbox="1375 1321 1733 1385">供用期間</td> <td data-bbox="1733 1321 1966 1385">供用時間</td> </tr> </table>	施設	供用期間	供用時間
施設	供用期間	供用時間					
施設	供用期間	供用時間					

(略)	(略)	(略)
駐車場	毎年1月1日から6月30日 まで及び9月1日から12月31日まで	終日
	毎年7月1日から8月31日まで	午前7時から午後6時まで

(略)	(略)	(略)
駐車場	毎年1月1日から6月31日 まで及び9月1日から12月31日まで	終日
	毎年7月1日から8月31日まで	午前8時から午後6時まで